

「GIGA スクール構想支援プラン」基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）と楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、Society 5. 0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、千葉市立の学校における通信ネットワーク環境を整備するとともに、将来的な5Gを活かした先進的な教育環境の実現に向け、次のとおり「GIGA スクール構想支援プラン」に関する基本協定を締結する。

- 第1条 乙は、千葉市内の学校の敷地内に基地局を設置するため、希望する学校の施設の使用について、千葉市公有財産規則に基づく目的外使用許可申請を行い、許可を受けたものについて、基地局を設置する。
- 第2条 乙は、基地局を設置している期間において、基地局用の光回線（10Gbps）を基地局が設置完了した学校の校内ネットワーク環境構築用の一部提供し、甲に無償で使用させる。
- 第3条 基地局の設置に係る目的外使用許可期間経過後、許可の更新があった場合は、乙は前条の光回線の無償提供を継続するものとする。
- 第4条 乙は、基地局1基の設置完了につき、別途定める金額を千葉市教育みらい夢基金に寄付する。
- 第5条 乙は、5Gを活用した学習ソフトや遠隔授業の実施に向けた検討及び甲への情報提供を行うことにより、先進的な教育環境の実現に向けた甲の施策に協力するものとする。
- 第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月末日までとする。
- 2 協定の更新については、有効期間満了日の6か月前までにいずれかの当事者から書面による特段の申し出がなければ、この協定を5年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 第7条 乙は、第1条の目的外使用の使用期間が満了し、使用許可が取り消され、又は使用が中止された場合、第2条の光回線の無償提供を終了するものとする。
- 第8条 この協定の履行に係る細目的事項は、別に定める。
- 第9条 この協定に定めのない事項について又はこの協定の履行に関して疑義を生じたときは、両者協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
代表者 千葉市長 熊谷俊人

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 山田善久